住所　愛媛県松山市土居田町474番地８
　高見一　昭和51年11月５日生
住所　愛知県豊橋市錦町186番地
　李富子　昭和45年７月１日生
住所　愛知県一宮市昭和３丁目12番25号
　楊華慧　昭和44年４月18日生
　李紫聡　平成６年９月18日生
　李紫倩　平成９年12月５日生
住所　愛知県額田郡幸田町大字菱池字行連137番地１
　フェルナンド・ダニエル・ゴンザレス　昭和57年３月22日生
住所　奈良県香芝市五位堂３丁目438番地１
　安知史　昭和48年４月20日生
住所　奈良県天理市川原城町905番地
　李漢基　昭和30年12月13日生
　文祥子　昭和33年５月15日生
　李孝貴　昭和61年５月13日生
住所　大阪市北区天神橋６丁目３番24号
　李孝馬　平成４年８月４日生
住所　茨城県取手市取手２丁目１番20―304号
　黄未央　昭和58年８月28日生
住所　東京都板橋区大谷口１丁目26番15号
　趙晶　昭和53年10月２日生
住所　神奈川県藤沢市遠藤757番地19
　ビビアン・ミヤザキ　昭和58年９月３日生
住所　横浜市中区本牧原９番１―807号
　盧玉順　昭和27年12月２日生
住所　横浜市港北区菊名５丁目１番１号
　徐周蓮　昭和52年11月12日生
住所　横浜市港北区菊名５丁目１番１号
　徐正成　昭和54年７月４日生
住所　名古屋市中村区中村町１丁目57番地
　金高男　昭和53年１月26日生
住所　名古屋市南区丹後通３丁目４番地２
　金泰男　昭和56年12月17日生
住所　群馬県前橋市三俣町１丁目６番地１
　王素平　昭和44年２月３日生
住所　東京都江戸川区南小岩７丁目22番１―1704号
　蘇知韵　昭和60年７月２日生
住所　東京都荒川区荒川３丁目36番１号
　金秀勇　平成元年９月７日生
住所　埼玉県草加市栄町２丁目５番23―501号
　金水福　昭和30年１月27日生
　林克枝　昭和38年６月７日生
　金由季　平成８年11月６日生
　金佳璋　平成13年２月５日生
住所　東京都江東区北砂６丁目12番16号
　張旭　平成元年12月７日生
住所　兵庫県三田市小野1199番地32
　金浩一　昭和27年12月12日生
　朴日葉　昭和28年５月16日生
住所　兵庫県尼崎市武庫之荘本町２丁目９番20―302号
　[redacted]利春　昭和36年５月25日生
　崔末美　昭和39年３月９日生
　[redacted]亜耶　平成14年９月15日生
　[redacted]龍汰　平成16年２月14日生
　[redacted]亜未　平成18年５月16日生
住所　兵庫県尼崎市大島３丁目22番16号
　金升女　昭和11年６月11日生
住所　兵庫県尼崎市大島３丁目22番17号
　玄洸子　昭和31年７月９日生
住所　兵庫県加古川市志方町上富木250番地
　金桃子　昭和49年７月９日生
住所　兵庫県高砂市中筋５丁目19番26号
　金卓　昭和58年１月５日生
住所　大阪府東大阪市中小阪３丁目５番22号
　潘泰信　平成元年９月７日生
住所　大阪市生野区小路２丁目９番８号
　金習明　平成６年４月27日生

○外務省告示第三百二十六号

平成二十八年八月一日にビシュケクで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がキルギス共和国政府との間に行われた。

平成二十八年八月十二日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入
2　贈与の限度額　二億三千百万円
3　贈与の供与期限　平成三十三年十二月三十一日まで
4　署名者

日本側	山村嘉宏在キルギス大使
キルギス側	アディルベク・カスィマリエフ財務大臣

○農林水産省告示第千五百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年八月十二日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　石井　啓一

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
静岡県富士宮市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
富士宮市（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び富士宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年八月十二日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　石井　啓一

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
静岡県島田市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
島田市（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年八月十二日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　石井　啓一

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
静岡県静岡市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
静岡市（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年八月十二日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　石井　啓一

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
静岡県静岡市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備